



戦没者等のご遺族に第10回特別弔慰金が支給されます

問い合わせ 福祉課 ☎0537(85)1121

○特別弔慰金の趣旨 戦後70周年に当たり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国としてあらためて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

◆支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受けの人がいない場合に、次の先順位のご遺族一人に支給。

順位	支給対象者
1	弔慰金の受給権者
2	戦没者等の子
3	①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していた人)
4	上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していなかった人)
5	上記1から4以外の三親等内の親族(戦没者等と1年以上生計関係を有していた人に限る)

◆支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債 ◆請求期間 平成27年7月1日(水)～平成30年4月2日(月)

◆請求窓口 福祉課 ※御前崎支所での請求はできません。

○説明会を開催します(請求書類も配布します)

〈御前崎地区〉 日時: 6月29日(月)午前10時～
場所: 文化会館2階大研修室

〈浜岡地区〉 日時: 6月30日(火)午前10時～
場所: 原子力広報研修センター2階大研修室



第2子以降の出産時に奨励金を支給します

問い合わせ こども未来課 ☎0537(85)1120

子育て世帯の経済的負担を少しでも軽減するため、市では平成27年度より第2子以降の出産時に奨励金を支給する「御前崎市出産奨励金支給事業」をスタートします。

御前崎市出産奨励金

◆対象 次の要件を満たす人が対象です。

- ①平成27年4月以降に第2子以降の子を出産した人
- ②出産日まで1年以上市内に居住し、今後も引き続き市内に居住する人
- ③申請者および申請者の配偶者に市税などの滞納がない人

◆支給額

- ・第2子 …………… 10万円
 - ・第3子以降 …… 1人につき30万円(10万円ずつ分割して3年間支給します)
- ※支給額の2分の1は、それぞれ市内協力店で使用できる商品券での支給になります。

◆申請期間

- 出産日の属する月の末日から3カ月以内
※平成27年4月、5月に出産した人は、9月末日まで申請期間を延長します。

◆申請場所

- こども未来課

